

## 滝沢市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を令和7年6月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年7月10日

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

## 財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

### 1 監査対象及び団体

件 名 滝沢市北部コミュニティセンター指定管理委託料  
団 体 名 社会福祉法人 やまゆり会（担当課：市民環境部 地域づくり推進課）

### 2 実施日時 令和7年6月11日（水）

午前9時から（担当課監査）、午後1時25分から（団体監査）

### 3 実施場所等

- （1）場所 滝沢市役所 第2委員会室  
対象 市民環境部 地域づくり推進課
- （2）場所 滝沢市北部コミュニティセンター内  
対象 社会福祉法人 やまゆり会

### 4 監査執行者 滝沢市監査委員 佐藤 博己 滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

### 5 監査の方法

財政援助団体等の監査の実施には、被監査団体から経営態勢、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに指定管理委託料に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、当該団体の責任者等から自主事業の実施状況、収支予算の執行状況及び事業効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行ったところである。

なお、監査の実施に当たって、次の点を主眼とした。

#### （1）指定管理関係

ア 管理に関すること。

- （ア）施設管理は、関係法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。
- （イ）協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- （ウ）利用促進のための努力はなされているのか。

イ 会計等に関すること。

- （ア）会計経理の内容は適正か、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- （イ）業務に係る管理、経理等の規定は、整備されているか。

### 6 監査の結果

監査の対象とした、指定管理に関する事務事業の執行、事業の管理状況及び会計処理等の事務処理については、全般的にみて概ね良好と認められる。

## 財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

### 1 監査対象及び団体

件 名 滝沢市シルバー人材センター補助金  
団 体 名 公益社団法人 滝沢市シルバー人材センター

### 2 監査日時 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）

午前 9 時から（担当課監査）、午前 1 0 時 2 0 分から（団体監査）

### 3 実施場所

（1）場所 滝沢市役所 第 3 委員会室

対象 経済産業部 観光物産課

（2）場所 滝沢市シルバー人材センター事務室内

対象 公益社団法人 滝沢市シルバー人材センター

### 4 監査執行者 滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

### 5 監査の方法

財政援助団体等の監査の実施には、被監査団体から経営態勢、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、当該団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行ったところである。

なお、監査の実施に当たって、次の点を主眼とした。

#### （1）補助金の交付手続に関すること

ア 交付決定は法令等に基づき適正に行われているか。

イ 交付条件及び契約内容は適正か。

ウ 交付方法及び交付時期は適正か。

#### （2）財政援助団体等の事務事業の執行に関すること

ア 目的に沿って事務事業は適正に行われているか。

イ 会計経理の内容は適正か。

ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

#### （3）補助の効果は達成されているか。

### 6 監査の結果

監査の対象とした、補助事業に関する事務事業の執行、事業の管理状況及び会計処理等の事務処理については、全般的にみて概ね良好と認められる。